

連載　（供覧）いはひまつりのみち

宗教は人を殺し、祭祀は人を生かす
世界平和のための祭祀を復興させる

第二十六回　　宗教等による祭祀の囮ひ込みと排除

南出喜久治（令和7年9月15日記す）

ちちははと　とほつおやから　すみめおや　やほよろづへの　くにからのみち
(父母と遠つ祖先から皇御祖八百万神への国幹の道)

仏教だけに限つたことではありませんが、世界には、宗教等によって祭祀を行ふことが妨げられ、あるいは祭祀ができなくなつたり、歪められたりする事例が数多くあります。いはゆる宗教等による祭祀の囮ひ込みと排除といふ現実があります。

厳密に言へば、祭祀施設として祖先祭祀、英靈祭祀を執り行ふことが、宗教団体や個人のエゴによつてできなくさせて、あるいは強い心理的抵抗感を信者に与へてゐる事例のことであり、宗教団体や個人が祭祀施設の囮ひ込みをすることによつて、他の宗教の信者等を排除し、寄せ付けないやうにして排除してゐるのです。

また、宗教が祭祀を取り込んで疑似祭祀を行ふことによつて、祭祀が歪められ、本来の祭祀が顕現されないこととなり、しかも、それが祭祀否定の宗教の狙ひ通りとなつて、結局は祭祀が排除されてゐるのです。祭祀を排除する宗教は、他宗教の施設で祖先祭祀、英靈祭祀を行はせないことを信者に強要します。その徹底した不寛容が信者であることの証であると強制して思ひ込ませるのである。

靖国神社や護国神社における祖先祭祀、英靈祭祀についても、祭祀否定の宗教は、信者にこの徹底した不寛容さを強制してゐます。

以下に挙げる3つの事例は、私が経験した事例ですが、これらは、私自身が宗教と祭祀のことについて考へるための切つ掛けになつたものです。これだけではなく、我が国だけではなく全世界には、これと同じことが数多く存在することを知つていただきたいのです。

「時が熱狂と偏見をやわらげ、また、理性が虚偽からその仮面をはぎとつたあかつきには、そのときこそ、正義の女神はその平衡を保ちながら、過去の賞罰の多くに、そのところをかえることを要求するであろう。」

極東国際軍事裁判所のラダ・ビノード・パール判事は、その後の日本に定着することになる、いはゆる東京裁判史觀の誤りを先見的に指摘するかのやうに、被告人全員を無罪と判定した判決書をこの言葉で締めくくられました。

世界で確立していた罪刑法定主義を全面的に否定し、国際法の歴史に最大の汚点を残した東京裁判にあつて、正義を貫かうとするパール判事の見識と勇気は、人類が理想とする平和秩序への祈りの灯火でありました。

ところが、心ある人々は、このパール判事の功績を世界的な精神遺産として現代に生かすことができないで悶々としてゐます。日本の社会は、パール判事がその判決書で指弾した東京裁判史観から未だに脱却できずにゐます。

どうしてパール精神を顕彰することができないのでせうか。それは、決してパール精神自体に問題があるのではありません。それは、我々自身の努力不足にあるとして、その原因を謙虚に反省するとき、次のやうなものが見えてきます。

第一には、マスコミの在り方の問題です。第二には、法曹学会、歴史学会などの学術界の有様の問題であり、第三には、パール精神の顕彰方法の問題です。

そして、この中で、我々は、第三の点を自助努力で解消せねば、第一と第二の問題を解決しうる端緒を切り開けないと考へました。

ところで、現在、パール精神を顕彰する主な物的設備は、設立時の順で列挙すると、次のように分散してゐます。

- 1 パール下中記念館（神奈川県箱根町箱根 408-1）
- 2 原爆慰靈碑文（広島市中区小町 7-24 本照寺）
- 3 顕彰碑（京都市東山区靈山 京都靈山護国神社）

このうち、1は、財団法人としてパール判事の遺品が管理されてゐますが、そもそも辺鄙な場所にあり、予約制でなければ見学できないやうな状況で、およそ公開されてゐるとはいえないものです。これは、平凡社の創設者下中弥三郎氏の別荘を開放したものとされてゐるもので、下中氏とパール判事との共同記念館です。下中氏の功績を否定するつもりはありませんが、パール判事の世界的功績と比肩しうるものではないはずです。にもかかはらず、パール判事を共同記念館に閉じこめてしまふのは、下中氏の私欲に基づく便乗であり、パール判事を私物化してゐることになつてゐます。

次に、2の原爆慰靈碑文は、広島の原爆碑文の「過ちは繰り返しませぬから」とある主体には日本人をも含むことに嘆かれたパール判事が書かれたものです。それを広島の日蓮宗の僧侶であつた寛氏が、パール判事との縁故により、自らが住持を勤める本照寺に建立しました。これもまた、我田引水の私欲によるパール判事の私物化と言はざるをえません。

さらに、3の京都靈山護国神社の顕彰碑についても同様のことが言へます。これは、パール判事が「京都に骨を埋めたい」といふ遺言を契機として、財界主導型で計画されたものですが、当初は西本願寺の境内に設けるとの案が出ました。これでは、本照寺と同様のことになるとの危惧から、私たちは強く反対しましたが、その反対の趣旨が理解されず、同

じやうに今度は靈山京都護国神社の境内に設けることが決まつたのです。

これらに共通する問題点としては、それぞれが動機において私物化の傾向がある点です。パール判事を崇敬する者は、日蓮宗や神道の信者に限らないし、また、下中氏を敬愛してゐる人に限りません。世界的に顕彰すべき功績を特定の人物や宗教団体の恩恵で、その枠に閉じこめることは、顕彰を普遍化して祭祀を執り行ふ妨げになるとの大局観がないのです。歴史教育的な総合的な見地が欠落した私物化の傾向に陥つてゐるのです。

インド・カルッタ在住のプルサント・パール氏（パール判事の長男）によれば、「父は生前、京都に骨を埋めたいと日本人に話してみたが協力者は現れなかつた。父の遺品はすべて日本に差し上げたのに。」「年月が経てば仕方がないことだが、私は日本のことを見対に忘れない。父の魂がゐる日本に、また行きたい。」（東京新聞、中日新聞、平成9年1月7日付け各朝刊）と語つて居られた。

さうであれば、未だにそれが実現できることになります。これではパール判事に誠に申し訳ないことです。ここに、京都にパール平和祈念館を建設する意義がありました。

パール判事が世界連邦と絶対平和を祈念して居られたことは、その論文『東洋の政治的復活』と『平和の条件（東洋と西洋の秩序と統一と）』によつても明らかです。

従つて、パール判事の遺言と遺族の意志に基づき、京都にご墓所を建て、平和記念館を設立することこそ、パール判事への報恩と感謝の念を実現することになるのです。

そこには、パール下中記念館にあるパール判事の遺品、広島の本照寺にある原爆慰靈碑文、京都靈山護国神社にある顕彰碑を全て集めたものでなければなりません。これらを総合して顕彰して英霊祭祀を続ける必要があります。そして、仏教伝来への道の意義、チャンドラ・ボースとインパール作戦の再評価など、日本とインドとの結びつきと歴史的意義を確かめ、真正日本の再生への端緒となる歴史教育の殿堂としての拠点が必要となるのです。